

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>富士見市大字鶴馬字名シ久保二六二三番 六地先から同市鶴瀬東一丁目二六六二番一 五地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十二月五日</p>
<p>備 考</p>	<p>区画整理事業及び歩道整備事業による。 平成二十六年五月三十日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第八 号及び平成二十九年十二月五 日埼玉県川越県土整備事務所長 告示第二十七号で告示した道路区 域の供用開始である。 延長二九三・七七メートル</p>